育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する生徒数、補食給食実施校に在籍する生徒数及びミルク給食実施校に在籍する生徒数を合算した数

六　その他の教育費人口

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（B × 805 ＋ C × 312 ＋ D × 358 ＋ E × 48 ＋ F × 92 ＋ G × 171 ＋ H × 191 ＋ I × 79 ＋ J × 130 ＋ K × 147 ＋ L × 11 ＋ M × 99 ＋ N × 119 ＋ O × 143）／ A

算式アの符号

［略］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第 6 条第 3 項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第 68 条第 1 項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。以下この号において同じ。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村（市町村が組織する組合を含む。）が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村（組合にあつては、当該組合を構成する市町村）の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学の開設（学部及び学科の開設を除く。）をした場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に 2.0 を、開設 2 年度目にあつては 1.5 を、開設 3 年度目にあつて

六　その他の教育費人口

密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ及び算式ウにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

（B × 836 ＋ C × 322 ＋ D × 368 ＋ E × 49 ＋ F × 96 ＋ G × 176 ＋ H × 197 ＋ I × 81 ＋ J × 135 ＋ K × 152 ＋ L × 11 ＋ M × 101 ＋ N × 121 ＋ O × 152）／ A

算式アの符号

［同左］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第 6 条第 3 項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第 68 条第 1 項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。以下この号において同じ。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学の開設（学部及び学科の開設を除く。）をした場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に 2.0 を、開設 2 年度目にあつては 1.5 を、開設 3 年度目にあつては 1.25 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨